

【特集：戦略研究から見たウクライナ戦争】

“Thinking” the *Caroline** and Outer Space

—自衛権行使要件に潜在する戦争被害の抑制効果—

航空研究センター防衛戦略研究室

1等空尉 三浦 光帆

序論

(1) ロシア・ウクライナ紛争に係る法的議論

2022年2月24日、ロシア軍によるウクライナへの侵攻が国際社会に衝撃を与えた¹。ロシア大統領のウラジーミル・プーチン氏は、当該侵攻を「特別軍事作戦 (a special military operation, *специальной военной операции* [露])」と称し、「国連憲章第51条に従う (in accordance with Article 51 (chapter VII) of Charter of the United Nations)」行動として、その正当性を主張している²。すなわち、「自衛権 (right of self-defense)」の行使を論拠に正当化を図るものである³。例えば、個別的自衛権 (right of individual self-defense) の文脈では、ウクライナの北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization: NATO) 加盟等による NATO 東方拡大という封じ込め政策 (policy of containment) が、ロシアの存続及び主権 (the very existence of our State and its sovereignty) に対する脅威であるとし、以てその正当性を主張する⁴。また、集団的自衛権 (right of collective self-defense) との関連では、ドネツク・ルハンスク両人民共和国の要請を以てその正当化事由としている⁵。斯かる言及の意味するところ、以下のような推測が立つ。すなわち、ロシア側としても此度の特別軍事作戦が武力不行使原則に依拠する現代国際法秩序の下に禁止される「武力行使 (use of force)」に該当するという認識があり、ゆえに同原則の例外たる自衛権の行使として正当性を担保したいのであろう⁶。

一方、ウクライナ側としては、ロシアによる侵攻を国連憲章（以下「憲章」）及び国際法の基本原則の逸脱たる「侵略 (aggression)」であるとし⁷、その対応として自衛権を行

使する旨の声明を発表した⁸。ロシア・ウクライナ紛争（以下「露烏紛争」）では、自衛権の関連として上述の他、NATO 諸国の集団的自衛権に係る議論等があり⁹、さらには国際人道法の議論も幅広く展開されている¹⁰。

（2）戦争被害の抑制における自衛権行使要件の有効性

主権国家による暴力行為を管理・規制することは国際法の存在意義の一つであり、それゆえ国際法学の重要課題の一つとされる¹¹。その典型例が「自衛権」であり、実に多種多様な先行研究が存在する。但し本稿では、多種多様な研究はさて置き、自衛権に係る古典的且つ基本的な事項を整理するに留まる。

従前、自衛権の議論は *jus ad bellum*¹² に係る問題であり、*jus in bello*¹³ とは切り離されていた¹⁴。しかしながら、戦争の違法化に伴い状況が変化しており、*jus ad bellum* の規制が開戦から戦時、延いては終戦まで全期間を覆域とするとの認識が流布しつつある。斯かる趨勢にもかかわらず、露烏紛争に係る議論を見ても、自衛権はあくまで「初撃」の合法性という観点から語られることが台目といえよう。しかし、*jus ad bellum* が武力紛争を規制するのであれば、それは *jus in bello* における曖昧さを埋める上で有効となる。戦争遂行に限った話ではないが、法の「グレー」は戦略的に突き易い側面がある。そこで当意即妙な解釈を振り翳し「白黒」決着させることができれば、敵の「戦略を挫く」ことになる。あらゆる軍事行動を *jus ad bellum* の基準に照らして個々に評価することは、戦争遂行の観点から現実的ではないが、例えば「（極端な）戦域拡大」といった要所を捉えた *jus ad bellum* の法解釈は、戦略的視点に加えて戦争被害の抑制という観点からも有意義に働くものと思料する¹⁵。

以上の目的意識を根底に、本稿では露烏紛争の一つの特徴とも評価されよう宇宙戦に焦点を絞り¹⁶、「宇宙システムの保護」を指向する文脈から自衛権行使要件の有効性を考察する。以降、第一章で自衛権の基本原理を整理し、第二章で *jus ad bellum* による宇宙システム保護の可能性を模索する。前者では、自衛権の基本的な概念及び自衛権行使の要件を同定、その上で、武力紛争時における斯かる要件の存在を確認し、本稿の検討を円滑に進行するための基盤の整備に紙幅を割くこととする。それらを踏まえ後者では、「脅威認識（threat perception）」をキーワードに据え、宇宙システム保護に係る考察を試みる。

なお、本稿は国際法上の自衛権を取り扱うものであり、日本国憲法は議論の射程外であることに留意されたい。しかしながら、日本として国際法的判断が要求される場面は多かれ少なかれ訪れるはずである¹⁷。本稿で導く結論の是非は兎も角として、その検討過程が僅かばかりでも参考となれば幸甚である。

1 自衛権の基本原理

(1) 二つの自衛権：慣習国際法と国連憲章

現代の国際法秩序は武力不行使原則に依拠しており¹⁸、国家間の紛争を武力により解決することを禁止する¹⁹。自衛権は斯かる武力不行使原則の例外の一つであり²⁰、憲章第51条においては「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には (if an armed attack occurs)、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利 (inherent right, *droit naturel* [仏]) を害するものではない」と規定される²¹。従って、憲章上の自衛権とは「武力攻撃の発生」に際し集団安全保障体制が機能するまでの間、被害国として暫定的な措置が講じ得るものに過ぎない。しかし、現実の問題として、安保理の機能不全により集団安全保障体制は然るべき作用しておらず、実行上は自衛権に依拠するところが大きい点は指摘されよう。

他方、憲章の「固有の権利」という文言に表れているように、自衛権は憲章で初めて創出された権利ではなく、憲章採択以前から慣習国際法上の権利として存在していた²²。そして、慣習国際法上の自衛権を行使するには「必要性 (necessity)」及び「均衡性 (proportionality)」の要件を充足しなくてはならないとされる²³。この慣習国際法上の自衛権行使要件については後述する。

以上のように、自衛権にはそれぞれ慣習国際法又は憲章を法源とする二つの概念が存在する。その上で、二つの自衛権を巡っては、以下の対立が見られる。すなわち、今日の自衛権行使は「武力攻撃の発生」時に限られるのか否かという対立である。より具体的には、国家の領土保全や政治的独立を侵害するような、現実に発生した武力攻撃に対してのみ自衛権の行使が認められるとする制限的解釈説と、上記の他に国家の本質的利益が損なわれる急迫不正の侵害に対しても広く自衛権の行使が認められるとする許容的解釈説とが対立している²⁴。

(2) 二つの自衛権：治安措置型自衛権と防衛戦争型自衛権

制限的解釈説及び許容的解釈説の議論を紐解く上で、自衛権の概念を深遠に分析する森肇志教授の著書『自衛権の基層』が参考となる²⁵。同著は、憲章以前から存在する自衛権概念として、第1次世界大戦以前を起源とする「治安措置型自衛権 (policing concept of the right of self-defence)」、戦間期を起源とする「防衛戦争型自衛権 (defensive-war concept of the right of self-defence)」の二つを指摘する²⁶。前者の治安措置型自衛権とは、私人による自国に対する侵害を対象に、領域国又は船舶の旗国による抑止が機能しない場合、当該領域又は公海上で自国に対する侵害を排除するものであり、領域侵害又

は管轄権侵害を正当化する根拠として理解される²⁷。後者の防衛戦争型自衛権とは、戦争違法化の潮流を背景としており、侵略戦争及び侵略行為の禁止を破り実施される違法行為へ抵抗するものであり、防衛戦争又は武力行使を正当化する根拠として理解される²⁸。

仮に「軌道上の衛星」を「公海上の船舶」と擬制するのであれば、斯かる分類において「衛星に対する措置」は治安措置型自衛権とされよう。しかし、衛星は船舶と異なり、私人が vehicle として搭乗し侵略行為に従事するわけではなく、少なくとも現状では地上の侵略を支援する道具でしかない。その他、侵略国と侵略行為に際し利用される衛星の管轄権を保持する国家が異なる可能性もあり、また当該衛星を広く一般に第三国の利用に供されている蓋然性も高く、さらに管轄権を保持する国家と実際に衛星を運用する国家とが異なることも間々ある。精緻な検討を行う際には斯かる差異を考慮せねばならない²⁹。

上述の自衛権概念の内、憲章の制定過程で意識されたのは防衛戦争型自衛権であり、国家間の武力行使ではなく私人を対象とする治安措置型自衛権は議論されなかつたという³⁰。その上で概念上の区別を重視するのであれば、武力攻撃に対する防衛戦争型自衛権こそが「憲章上の自衛権」であり、また、武力攻撃に至らない武力行使に対する防衛戦争型自衛権は「均衡した対抗措置」、そして、治安型自衛権はそもそも禁止される武力行使には該当せず、領域及び管轄権に対する侵害は緊急避難として違法性が阻却されるものと整理している³¹。他方、治安措置型自衛権及び防衛戦争型自衛権を包含し、憲章にいう「固有の権利」に読み込む場合、簡易に結論のみを述べると、従来の制限的解釈説では狭く許容的解釈説では広く、いずれも不十分と整理されている³²。

（3）自衛権行使の要件

ア 必要性及び均衡性の要件

自衛権の古典的先例として、1837 年の「カロライン号事件 (Caroline case)」が参照されることが多い³³。カロライン号とは、英植民地であったカナダの独立を巡る動乱の中で、叛徒による米領からネイヴィ島（英領カナダ域内）への兵員及び物資の運搬に利用された米国船籍の蒸気船である³⁴。1837 年 12 月 29 日、カロライン号は、ナイアガラ川の米側河畔に位置するシェロッサー港に停泊中のところ、英軍兵士による襲撃を受け、ナイアガラ瀑布に落とされた³⁵。本事件により米国民に死傷者が出了ことから、米国政府は英國政府に対し抗議を申し立てたが、英國政府は「自衛及び自己保存の必要性 (necessity of self-defense and self-preservation)」を以て当該行為の正当性を主張し、米国の賠償請求に直ちに応じることはしなかつた³⁶。紆余曲折を経て、カロライン号事件が一応の解決を迎えたのは事件発生より 5 年の時を経てからであり、当時の英外務大臣

アシュバートン卿 (Lord Ashburton) 及び米国務長官ダニエル・ウェブスター (Daniel Webster) 氏により数通の書簡が交わされ、最後には英国による陳謝という形に収まった³⁷。以上、本事件の雑駁な概略である。

自衛権を語る上で肝要なのは、本案事件の外交交渉に際し、ウェブスター元国務長官により示された見解といえよう³⁸。ウェブスター元国務長官は書簡の中で「自衛の必要性が急迫し、圧倒的で他の手段の選択の余地がなく、且つ熟慮のための時間もないこと」及び自衛として講じる措置が「不合理又は過度でないこと」を示すよう英國政府に要請したのである。斯かる指標は「ウェブスター・フォーミュラ」と称され、「必要性」及び「均衡性」の要件とし、現在においても自衛権を議論する上で度々引用されている³⁹。ICJ もまたニカラグア判決で、必要性及び均衡性が慣習国際法上の自衛権行使の要件である旨を示しており⁴⁰、以降の判決及び勧告的意見でも一貫した立場を採っている⁴¹。斯かる必要性及び均衡性の内容については、「自衛として執られる措置が、武力攻撃に対する対応として具体的に必要且つ武力攻撃に対して均衡したものであること」を要件とする旨、ICJ は判示している⁴²。

学会の議論に目を向けると、必要性を「代替的手段の不可能性」及び「時間的即時性」、均衡性を「相互主義的均衡性」及び「目標指向的均衡性」とに分類し整理を試みる論者もいる⁴³。後者の均衡性は要するに、自衛権行使の契機となる「武力攻撃との均衡」が要求される説、また、自衛権行使の「目的との均衡」を要求する説とで見解が分かれているのである⁴⁴。なお、国際人道法にも均衡性の要件は存在し、或る攻撃から得られる軍事的利益と当該攻撃に伴う付随的損害 (collateral damage) との衡量が要求される⁴⁵。本稿では、各要件に仔細な検討を加えることはしないが、*jus ad bellum* の均衡性は *jus in bello* の均衡性よりも大局的な見地から量るものといえよう。当該認識が是であるならば、例えば、自衛権行使の要件により戦域拡大に対し一定の制約を付与できると思料する。

イ 急迫性の要件

カロライン号事件に示された慣習国際法上の自衛権行使の要件は、もう一つ重要な機能又は側面を備えており、いわゆる先制自衛 (anticipatory self-defense, preemptive self-defense) 或いは予防戦争 (preventive war) と称される概念に係る議論で参照されることが多い。すなわち、カロライン号事件で示された急迫し、圧倒的で、他の手段の選択の余地や熟慮の時間もない「自衛の必要」は武力攻撃が現に存在することを要求していないところ、憲章体制下の現代国際法秩序においても「武力攻撃の発生」を要せずに自衛権の行使が可能であるかが問題とされている⁴⁶。一方で、侵略の脅威又は急迫した武力攻撃の危険が存在するだけでは自衛権行使の要件は充足されず、武力攻撃が現実に発生

して漸く自衛権の行使が認められるとする主張があり、他方では、自衛権は単なる“principle of the second blow”に留まらず、武力攻撃が急迫する場合においても行使可能であるとする主張がある⁴⁷。自衛権行使に対する制約が武力不行使原則に反し武力攻撃に着手する国を利しては本末転倒であり、また被攻撃国として初撃を甘受し始めて自衛権行使が可能とされる場合、例えば、核の先制攻撃等と初撃が致命的なものに対しては座して死を待つ他なく、規範として合理性を欠くといえよう⁴⁸。安保理が措置を講じない局面においては猶更である。

安全保障の現実に鑑みれば、武力攻撃が現に発生する以前に「自衛の必要」を捉えて阻止する必要が認められる。しかし、同時に自衛権の濫用もまた危惧しなくてはならない⁴⁹。このように先制自衛の議論を巡っては、先制攻撃禁止規範遵守と防衛可能性確保要請のジレンマが存在するのである⁵⁰。結果、武力攻撃が真に急迫している場合には、当該攻撃の「発生」を待たずして自衛権行使が可能であるとするある程度一致した見解があり⁵¹、その上で「急迫性 (imminence)」の捉え方については現在もなお議論が収束されていないのである。

斯かる急迫性の評価基準としては、2006 年から 2011 年までの間、英外務省法律顧問を務めた勅選弁護人のダニエル・ベツレヘム卿 (Sir Daniel Bethlehem) により 8 つの要素が示されている⁵²。ベツレヘム卿によると急迫性の判断は、(a) 脅威の性質と即時性、(b) 攻撃の蓋然性、(c) 予期される攻撃が継続する軍事行動パターンの一部であるか、(d) 予期される攻撃の規模、及び当該攻撃に対する低減措置が取られない場合に生じる傷害、損失又は損傷、(e) より軽微な付随的傷害、損失又は損傷が期待される他の効果的な自衛措置の実行可能性、等を含むあらゆる関連事情を以てなされるものであるという⁵³。これらの要素は、対テロ戦争を経験した国家の外務省、国防省、軍隊の法律顧問らが議論を行い、それを踏まえた成果として示されたものであり、注目に値すると指摘される⁵⁴。

(4) 武力紛争における *Jus ad bellum* の継続性

従来、戦時には戦時国際法を遵守する限りにおいて、あらゆる手段を講じることが許容された。しかしながら、戦争が違法化されるとともに斯かる秩序に動搖が走ったといえる。例えば、或る自衛権の行使に連なる武力紛争において、以降も、自衛権の必要性及び均衡性の要件が掛かるとの指摘がなされている⁵⁵。すなわち、武力紛争の遂行に際し、国際人道法の遵守に加え武力紛争全期間を通じて自衛権行使の要件もまた充足しなくてはならないと解されるのである⁵⁶。従って、法理上、*jus in bello* を遵守し且つ *jus ad bellum* から逸脱する行為の存在が想定され、当該行為の法的な評価が問題となり得る⁵⁷。

他方、武力紛争時における *jus ad bellum* の継続性については否定的な見解もある。例えば、ひとたび武力紛争が開始されてしまえば、*jus ad bellum* に問われるべき問題は「何者が紛争を生起したのか (who started the whole conflict)」という一点に尽き、武力紛争に係る個々の軍事行動は *jus ad bellum* の射程外であり、純粹に *jus in bello* の基準に従うものとする見解がある⁵⁸。

国家実行に視点を移すと、武力紛争中においても *jus ad bellum* の規制が継続作用することの証左たる典型例として、1982 年の「フォークランド戦争 (Falklands War)⁵⁹」が指摘される⁶⁰。本件では、英国が設定した全面排除水域 (total exclusive zone) の外側を航行中のアルゼンチン巡洋艦ベルクラノ号が撃沈されたところ、その合法性が問題となつた。本件で、英國側は自国艦艇の「自衛」のためベルクラノ号 (英軍艦艇を攻撃するため移動中であった) を攻撃したものと主張しており⁶¹、国際人道法上は合法な軍事目標となる軍艦にもかかわらず、同号の英軍に対する脅威を以て撃沈したとして、自衛権の必要性及び均衡性要件の充足を確認したのである⁶²。すなわち、武力紛争時の軍事行動に際して、*jus in bello* に加えて *jus ad bellum* 上の規制を掛けていたのである⁶³。

2 ロシア・ウクライナ「宇宙」戦争

(1) 宇宙戦争としてのロシア・ウクライナ紛争

露烏紛争の特徴の一つとして、「双方向宇宙戦争 (two-sided space war)」の様相を呈している点が挙げられる⁶⁴。露烏両国とも宇宙システムを作戦利用し、加えて他方では、それら利用の妨害まで実施されているのである⁶⁵。例えば、侵攻開始に遡ること僅か一時間程前、米衛星通信企業 Viasat の提供する KA-SAT ネットワークが「多面的且つ意図的なサイバー攻撃 (a multifaceted and deliberate cyber-attack)」を受け、それに伴いウクライナ含む欧州諸国で影響が生じた⁶⁶。ウクライナ軍はその指揮命令 (command and control) 系統を Viasat の提供するサービスに依存していたため、ウクライナ政府高官は Viasat に対するハッキング⁶⁷が「戦争初期における通信に多大な損失」をもたらしたと述べている⁶⁸。

斯かる情勢を一変したのは、米企業 Space X 社が提供する衛星サービス“Starlink”である⁶⁹。Starlink 支援を巡っては、ウクライナのデジタル担当大臣であるミハイロ・フェドロフ (Mykhailo Fedorov) 氏及び SpaceX 社の創業者イーロン・マスク (Elon Musk) 氏の Twitter 上での一幕が話題となつた。

@elonmusk, while you try to colonize Mars - Russia try to occupy Ukraine! While your rockets successfully land from space - Russian rockets attack Ukrainian civil people! We ask you to provide Ukraine with Starlink stations and to address sane Russians to stand.

– Mykhailo Fedorov (@FedorovMykhailo) February 26, 2022

Starlink service is now active in Ukraine. More terminals en route.

– Elon Musk (@elonmusk) February 26, 2022

フェドロフ大臣がマスク氏に対し支援を要請してから SpaceX 社が Starlink サービスをウクライナに展開するまで僅か 10 時間半程度の出来事である。この速度感は戦略面においても評価できよう。また詳細は不明ながら、Starlink に対しても妨害工作が実施されており、SpaceX 社はソフトウェアを更新することで対処しているという⁷⁰。斯かる対処について、米国防総省国防長官府の電子戦部長デイヴィッド・トレンパー (David E. Tremper) 氏は「驚異的 (fantastic)」と称賛し、その上で「我々にも同様の能力が求められる」と米軍も見習うべきとする旨の発言をしており⁷¹、宇宙領域における私企業の重要性が伺える⁷²。記述の通り、露鳥紛争では軍事作戦に係る通信という一側面に限っても、宇宙利用を巡る攻防が行われているのである。

(2) *jus ad bellum*による宇宙システムの保護可能性

ア 将来における宇宙システムの脅威

軍事作戦において一層の存在感を示す宇宙システムは、比例して他国による利用の妨害やシステム破壊の価値も向上することを意味する⁷³。従って、各国は自国の宇宙利用の安定化を志向する一方で、敵国の宇宙利用の阻害にも着手しつつある⁷⁴。斯かる趨勢を受けて「宇宙の戦闘領域化 (warfighting domain)」が謳われるところ⁷⁵、此度の露鳥紛争でも軍事における宇宙システムの有用性が示されたといえる。

軍事作戦に際した最もクリティカルな宇宙システム利用は、偵察衛星による目標選定及び測位衛星によるミサイル誘導といった「キルチェーン (kill chain)」としての活用であろう。時に宇宙は「究極の高地 (ultimate high ground)」と称されるが、領域の遥か上空から「獲物に狙いを定める様」は下土国にとって、相当程度の脅威となる。米国を

してスパートニク・ショックが駆け巡ったことが証左といえようか⁷⁶。今後、宇宙からの観測・測位に加え、宇宙からの攻撃⁷⁷が実施されるといった「宇宙空間におけるキルチェーンの完結」が現実のものとなれば、その脅威は現在の比ではない⁷⁸。斯かる脅威を排除するには、早い話が宇宙システムを阻害してしまえば効果的で衛星攻撃の需要は非常に大きい。本稿は制約的な立場から論じるものであり、換言すれば、宇宙システムの保護を最大限に図ることを希求する⁷⁹。しかし、国際人道法の観点から必ずしも保護が充分ではない可能性が指摘できる⁸⁰。寧ろ軍事的な有用性が向上する程に攻撃の敷居は下がるといって過言ではない⁸¹。*jus in bello* では宇宙システム保護に不充分であるならば、*jus ad bellum* による規制に思考を向ける価値がある⁸²。

イ 脅威認識の厳格化及び可視化

jus ad bellum の観点から捉えた場合であっても、宇宙システムに対する敵対措置は、軍事作戦の遂行における同システムの存在感ゆえに、「自衛の必要」により正当化される可能性がある。特にキルチェーンの一端を担う衛星であれば殊更であり、例えば、衛星から目標を捕捉し「ボタンさえ押せば」目標に向けて弾頭が飛来するという状態は、火器管制レーダーによる目標照射と重ねて想起される。弾頭が核を搭載している可能性もあっては、その飛来を阻止するため、誘導を担う衛星機能を先回り喪失させる「必要」も否定できない。しかし衛星は少なくとも外見上、「軌道上を周回しているだけ」であり、キルチェーンとしての機能を備えることが必ずしも「脅威」に直結するとはいえない。キルチェーンにおける視覚的役割を担うにしても、宇宙システムとしての相関性はさて置き単一の衛星が常に見ているわけではなく、さらにいえば視認した上で「引き金に指をかけているか」は別の問題である。能力を持つ衛星を総じて叩くような必要性の濫用は避けられたい。

以上を踏まえて、本稿では急迫性の要件に宇宙システム保護の活路を見出したい。急迫性は先制自衛の文脈で特に語られることが多く、動もすれば必要性の判断をより緩和するものとして、換言すれば「状況の急迫性」を以て「必要性の厳格な考慮」を切るものとして捉えられかねない。例えば、近年の技術革新は兵器の高速化を促進し、自衛権行使の要件充足に一役買うものと解される傾向にある。戦略上、或る脅威に対する処置が後手に回ることは除斥したく、急迫性が現実に大きなウェートを占めるのである。しかし、他方で技術革新は「潜在的な脅威を捉える能力」もまた向上させるはずであり、従って、斯かる文脈では、自衛権の行使を広く許容する趣旨ではなく寧ろ反対の位置付けから提案したい。すなわち、真の急迫性の追求なくして「自衛の必要」も証明されないのである。

真の急迫性とは一体何であるのか。「法」だけをいくら解釈しても現実の要請から乖離しかねない。肝心なのは現実の安全保障であり、また現実を反映した戦略である。戦略論においては速度感が重要な要素とされ、国際法の実効性を担保するには、斯かる現実を踏まえた法解釈に挑戦しなくてはならない。それでは、国家は「いつ（或いはなぜ）」行動を起こすのか。或る国家が「何に対し」脅威を感じ、また或る状況に際して「どの程度の」脅威を感じるかは未知であるが、国家は「自国への脅威が閾値を超えること」により自衛権行使を含む行動を起こすものと考えられる。左様であるならば、戦略論的視点から急迫性の概念を捉えてみると、急迫性は「脅威認識」の問題と置き換えられるのではないか。すなわち、自衛権行使に際しては脅威を正しく捉えることが肝要なのであり、一定の脅威と判断されて初めて「自衛の必要」が満たされるものと考えられるのである。但し、先述の通り、何に幾許の脅威を感じるかが主観的であることは否めない。A という脅威事象が存在するとして、当該事象に対し「10 の脅威」を感じし狼狽える小国（又は臆病・慎重な国家）もあれば、「1 の脅威」としか捉えない大国（又は勇猛・軽率な国家）もある⁸³。客観的且つ統一された閾値を作為することは凡そ不可能であろうが、少なくとも「脅威認識のズレ幅」を狭める作業は必要となる。その上で、国家は対外的に「脅威認識の証明」を実施しなければならず、斯かる証明が制約として機能するのである。

一見して脅威が分かりづらい宇宙領域においては、脅威認識の証明が困難を極めるかもしれない。これを以て制約的と捉えるのは楽観的であり、実効性に欠くと捉えた方がよりリアリスティックであろうか。脅威認識を巡る法的議論が充分になされているとはいえず、且つ執筆者の能力も紙幅も不足するため、本稿では現状の整理及び問題提起に留める。

結論に代えて

jus in bello の曖昧な部分を *jus ad bellum* の法解釈により上書きすることで、敵の戦略を挫くとともに戦争被害を抑制できるのではないか。斯かる目的意識の下に、*jus ad bellum* の継続適用性及び自衛権行使の要件を確認したところ、技術革新に伴う状況変化が法解釈に反映される実情が垣間見えた。法の実効性を担保するには国際法解釈が安全保障の現実から乖離してはならず⁸⁴、武力攻撃の発生を待たずして反撃に着手しなければならない現実の要請に対応し、「自衛の必要」に係る厳格な解釈をある程度は急迫性の下に緩和しているのである⁸⁵。しかし、予防戦争に陥ることは避けなければならず、真の急迫性を以て制約的な解釈を導くことが求められる。

“Thinking” the *Caroline* and Outer Space (三浦光帆)

本稿で参照したカロライン号事件は古い事例であり、時代変化を加味しない現代への適用は揶揄嘲弄されるかもしれない。しかし、歴史や流行は時に繰り返されることもあり、カロライン号が停泊中のところ「自衛の必要」により襲撃を受けた点、軌道上に「停泊」するだけの衛星破壊を想起させる。ウェブスター元国務長官が求めた「必要の証明」を、本稿では、今日の戦略論的に「脅威認識の証明」と差し替えられるものと捉える。従って、「宇宙システム保護」を希求する観点からいえば、宇宙の実体を踏まえ「何に対し如何なる脅威を感じるか」という説得的な基準を模索しなくてはならないが、宇宙領域における脅威認識は殊更に困難を伴うと目される。宇宙領域と同様に脅威が見えづらいサイバー領域においては⁸⁶、宇宙に先駆けて自衛権に係る議論がなされており、急迫性の関連で興味深い見解が示されている。そこでは、「実行可能な最終好機 (last feasible window of opportunity)」基準なるものが示されており⁸⁷、或る国家が武力攻撃の着手に取り掛かる段階において、潜在的被害国として「今この機会」を逃せば自国の効果的な防衛は叶わないと判断する場合、先制的な自衛が許容されるとする。すなわち、時間的な近接性は必ずしも決定的な要素とはならず、防衛のための「絶好機」を逸するか否かに係る潜在的な被害国の合理的な予測こそが重要とされるのである⁸⁸。

現在の安全保障環境を捉えれば脅威認識こそ自衛権に係る重要課題であり、軍事の専門家である程に研ぎ澄まされるべき能力である。無論これは予防戦争を支持するものではなく、脅威認識の精度を上げることにより寧ろ戦争抑制を希求する趣旨である。しかし、脅威認識を巡る法的議論は不十分であり、実効性を備えた閾値は見出せていない。上位機関が存在せず、主権国家が主体となる国際社会においては、各国とも主権に有利な国際法解釈を希求する。然る状況において、自本国位の方向へ 100 パーセント傾けてしまうと紛争の火種となる。相手の存在を認識し、落としどころを見つけることに戦略的法学の役割の一端があるのではなかろうか。しかしながら、主権国家として「国家の生存」を維持することが最大の要請とされ、破滅を回避する他の選択肢がない以上は行動を起こさざるを得ないのが現実であり、国際法解釈に係る盤石なロジックの構築もまた戦略上求められる。この点については、戦略的曖昧 (strategic ambiguity) という考え方もあり、平素は「やるともやらないとも言わない (neither confirm nor deny)」ことで抑止的効果を期待することもあり得よう。

さて本稿は、読者の多くが気付きの通り、諸学説及び国家実行に係る分析に欠ける。充分な論証と併せ、今後の研究課題とし、これを以て擱筆することを寛大な心にて容赦願えれば幸いである。

(2022 年 12 月 23 日受付)

* See, Maria Benvenuta Occelli, “‘Sinking’ the *Caroline*: Why the Caroline Doctrine’s Restrictions on Self-Defense Should Not Be Regarded as Customary International Law,” *San Diego International Law Journal*, Vol.4, Issue 1, pp.467-490, 2003. 論稿は、「カロライン号事件」（詳細は後述する）において示された「自衛権行使の要件」が慣習国際法として適格であるか否かを批判的に分析するものである。論稿では、カロライン号事件で示された要件（「カロライン・ドクトリン（Caroline Doctrine）の語を使用」）は、あくまで英米間の戦争を回避するため用いられた外交上の「単なる意見（merely dicta）」でしかなく、具体的な基準を以て国際法の原則とすることを希求していなかったという。その上で、外交的意表示（diplomatic gesture）を国際法の宣言として捉えるべきではないとする。また、特に「急迫性（imminence）」の要件について、今日では時代遅れであるとし、実行を見てもカロライン・ドクトリンの示す「真の急迫性」なるものは厳格に解釈されていないと指摘する。例えば、事件当時と異なり現代の国際法秩序では武力行使が禁止されるため、侵略の実行主体として国家が想定されることは少なく、テロリストといった武装集団が一義であるとし、斯かるテロリストの脅威は継続的且つ断続的なものであるため、自衛は必要及び均衡を満たせば充分であり「真の急迫性」は要求されていないという。しかし、時代の変化を加味した解釈は国際法の実効性を担保する上で肝要であり、宇宙システムの保護の文脈では「真の急迫性」の追求が意義を持つのではないだろうか。斯かる着想の下に、本稿はカロライン号事件を再考し宇宙へ照らすことを主たる目的とし、同事件に係る概要等を追う上で大いに参考とした論稿から“*Sinking*”の音の響きを借り“*Thinking*” the *Caroline* and Outer Space”という主題を設定するものである。

¹ 斯かる衝撃には「国際法秩序に対する衝撃」という意味も多分に含んでいる。すなわち、国連安理会の常任理事国且つ核兵器保有国たるロシアが、武力不行使原則に違反する軍事侵攻を堂々と実施したことが肝要なのであり、当該事実により「国際法の根幹まで揺らいでしまうのか」という点について議論がなされたのである（例えば、森川幸一「ロシアのウクライナ侵攻と国際法」（第1回法学ワークショップ、2022年）；黒崎将広「ウクライナ侵攻と国際法秩序の行方—平和のための結集」は国際社会全体の共通利益の法制度化を促すか—など。）。それでは、国際法は無意味なものかというと「否」であろう。事実はさて置き、ロシア側としては盤石な法的ロジックを組み立てていることは留意すべきで、問答無用で国際法を破る姿勢ではない。その他、法治に替わる秩序維持の手段がないことや、多数の国家は斯かる状況においても既存の国際法秩序の維持に努めていること等が指摘される（黒崎・同前）。

² See, U.N. Doc. S/2022/154, Annex, 24 Feb. 2022.

³ ロシアは、国連憲章第 51 条の義務に基づいて、安保理に対し自衛権行使に係る報告を実施しているものと解される。See, Ibid.

⁴ See, Ibid.

⁵ See, Ibid. この点に関連しては二つの疑問が呈される。一つは、ウクライナによるジェノサイド被害が存在するのかという点である。もう一つは、ドネツク・ルハンスク両団体の国家性である。両団体は、2022 年 2 月 21 日、ロシアにより国家承認されたウクライナ東部の実体である。本件国家承認の合法性については以下を参照できる。See, Pavle Kilibarda, ‘Was Russia’s Recognition of the Separatist Republics in Ukraine ‘Manifestly’ Unlawful?’ *EJIL Talk! (Blog of the European Journal of International Law)*, 2 Mar. 2022, <https://www.ejiltalk.org/was-russias-recognition-of-the-separatist-republics-in-ukraine-manifestly-unlawful/>, accessed on 10 Sept. 2022.

⁶ 本稿の趣旨は自衛権を根拠とする本件侵攻の正当化の可否を考察するところではなく、それゆえに深くは追究しないが否定的な見解が多数といえる。See, James A. Green, Christian Henderson and Tom Ruys, “Russia’s attack on Ukraine and the *jus ad bellum*,” *Journal on the Use of Force and International Law*, Vol.9, Issue 1, pp.4-30, 25 Mar. 2022.

⁷ See, U.N. Doc. A/RES/ES-11/1, 18 Mar. 2022.

⁸ Ministry of Foreign Affairs of Ukraine, “Statement of the Ministry of Foreign Affairs of Ukraine on the new wave of aggression of the Russian Federation against Ukraine,” 24 Feb. 2022, <https://mfa.gov.ua/en/news/statement-ministry-affairs-ukraine-new-wave-aggression-russian-federation-against-ukraine>, accessed on 9 Aug. 2022.

本事案では、ロシアはウクライナ侵攻の着手に先立ち、数週間に亘りウクライナ国境付近に凡そ 13 万人ものロシア軍を動員させていた。Thomas Kingsley, New satellite images show Russian military activity as “130,000” troops now on Ukraine border, The Independent, 15 Feb. 2022, <https://www.independent.co.uk/news/world/europe/russia-ukraine-satellite-images-b2015354.html>, accessed on 9 Aug. 2022.

⁹ 2022 年 11 月、ポーランド領内に「ロシア製のミサイル」が着弾し、プシェヴォドフ村で 2 名が犠牲となった。See, Oliver Slow and Paul Kirby, “Ukraine war: Poland says missile deaths an unfortunate incident,” BCCNEWS, 16 Nov. 2022. 本事案を受けて、ポーランドはNATO 加盟国であることから、集団的自衛権の行使を定める北大西洋条約第 5 条「締約国への武力攻撃を全締約国への攻撃とみなすことに同意する」が適用されるか否か注目された。しかし、ウクライナの防空ミサイルシステムが原因との見解が示され、不幸な事故として処理された。

¹⁰ 国際人道法に係る議論は、以下の論稿が多くの論点を整理しており参考となる。真山全「露ウクライナ侵攻関係国際法暫定論点メモー*jus ad bellum* と *jus in bello*」(長崎大学核兵器廃絶研究センター他共催「緊急討論：ウクライナ危機 II」(2022 年 3 月 25 日 (改訂同年 4 月 5 日))。See, <https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/topics/40158>, accessed on 6 Sept. 2022.

¹¹ See, Ian Brownlie, “The Use of Force in Self-Defence,” *British Yearbook of International Law*, Vol.37, 1961, pp.183-268..

¹² *jus ad bellum* (「開戦規則」と称することもある。) とは、主として、国家が戦争又は武力行使に訴えることが可能な条件、換言すれば、いつ戦争を始めることが可能かを扱うもので、武力不行使原則の例外である自衛権がその中核を成す。

¹³ *jus in bello* (「交戦規則」と称することもある。) とは、戦争当事者の行動を規制し、戦争の遂行と犠牲者保護の折衷を図るもので、今日では国際人道法 (International Humanitarian Law: IHL) 又は武力紛争法 (Law Of Armed Conflict: LOAC) の語を当てられる。

¹⁴ 現在でも両規範が別物であることは疑いなく、武力紛争の一方当事国が *jus ad bellum* 違反を犯していたとしても、斯かる事実とは切り離し、*jus in bello* は紛争当事国双方に平等適用される。

¹⁵ 後述するが、自衛権の行使に際しては必要性及び均衡性の要件を充足する必要があるところ、クリミア大橋の爆発という事象を受け (行為の帰属等の事実認定は別問題として残る)、ロシアにより実施された首都キーウ含む複数都市に対するミサイル攻撃は、当該要件を満たすだろうか。より一般化すれば、不用意な戦域拡大は自衛権の制限により抑止されないかという問題であり、戦域から距離のある政治中枢を叩くといった「斬首作戦」の可否にも関連する。斬首作戦については以下を参照できる (See, Agnieszka Jachec-Neale, “Targeting State and Political Leadership in Armed Conflicts,” *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, Vol. 51, Issue 3, 3 May 2018.)。敵国又は敵国軍の指揮官を排除することは、優位な戦争遂行、ともすれば戦争終結に寄与するが、自衛権の必要性及び均衡性との衡量が問題となる。その他、停戦交渉の文脈における (問答無用の) 交渉拒否は「戦争継続に伴う将来の犠牲」を勘案し、必要性及び均衡性を逸する可能性はないだろうか。露烏紛争においても度々の停戦交渉が重ねられているが、当初ウクライナ国民の声としては「戦争を長引かせるとしても譲歩せず」という立場が優勢であったとされる。停戦交渉に *jus ad bellum* の制約が働くのであれば、本質的には被害国であるはずのウクライナによる交渉拒否が違法となる可能性は否定できない。但し、露烏紛争は侵略戦争であるため、停戦交渉の文脈では「違法行為から法的効果が発生するのか」という別次元の問題が指摘される (真山「露ウクライナ侵攻関係国際法暫定論点メモー*jus ad bellum* と *jus in bello*」)。また、上記の議論に関連しては、停戦交渉の拒否の違法性を「人権法」の観点から扱う論稿がある (田村恵理子「国際人道法・国際人権法から見たウクライナ戦争」『国際人権』第 33 号、2022 年)。論稿では、紛争当事国はあらゆる合理的手段を尽くし停戦を追求しない限り、生命権に係る保護義務違反になるとの主張が展開される。しかし、本質的な問題として、戦場において人権保障メカニズムが有機的に作用するかには疑義があろう。関連して、論稿においても人道法と人権法との適用関係に触れられているところ、国際法の断片化に係る問題を取り扱うコスケニエミの議論は参考となるだろう (See, Martti Koskenniemi, *Fragmentation of International Law: Difficulties Arising from the Diversification and Expansion of International Law*, UN Doc A/CN.4/L.682, 2006)。

¹⁶ 本来、露烏両国間には相当な宇宙能力格差が存在しているにもかかわらず、ウクライナ側が他国の私企業により運用される宇宙システムを利用することで、一見して能力格差が見られない点は興味深い。なお、露烏紛争における宇宙戦の様相は後述する。

¹⁷ 西平等「国際法学の立場から安保法制をどのように評価しますか。」（日本平和学会「100 の論点」100 の論点(31))。See, <https://www.psaj.org/100points31/>, accessed on 12 Sept. 2022.

¹⁸ 憲章第 2 条 4 項参照。

¹⁹ 国際司法裁判所 (International Court of Justice: ICJ) は 1986 年のニカラグア判決において、武力不行使原則が慣習国際法であることを判示している。See, *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, ICJ Reports 1986* (hereinafter “*Nicaragua Case (Merits)*”), para.290.

²⁰ 自衛権の他、安全保障理事会による強制行動（憲章第 42 条）及び旧敵国に対する措置（同 53 条 1 項、107 条）がある。但し、後者については全ての旧敵国が国連に加盟している現在では死文化したものと解される。

²¹ 日本語公定訳の「武力攻撃が発生した場合」という文言の「発生した」を完了形と捉え、自衛権の行使が可能となるのは「現に武力が発生した後」と解されることがあるが、英語正文では“if an armed attack occurs”と現在形であることには注意が必要である。また、仏語正文は“est l'objet d'une agression armée”とされており、直訳では「軍事侵略の対象となる」場合となり、「現実の発生」が要件とされるものとは必ずしも読めない。なお、「武力攻撃の発生」については後の議論にも関連するところである。

²² Sean D. Murphy, “Self-Defense and the Israeli Wall Advisory Opinion: An Ipse Dixit from the ICJ?” *American Journal of International Law*, Vol.99, Issue 1, Jan. 2005, pp.62-76.

²³ その他、「即時性(immediacy)」の要件も充足されなくてはならないとする見解もある。See, Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defence* (6th ed.), Cambridge University Press, Sept. 2017.

²⁴ See, The Institute of World Policy, *The Law of Limited International Conflict*, Georgetown University, Washington DC, 1965, pp.23-26; Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States*, Oxford University Press, 26 Mar. 1963 (online, Oxford Academic, 22 Mar. 2012), p.251; D. W. Bouwett, *Self-Defence in International Law*, Manchester University Press, 1958, p.191; 森肇志『自衛権の基層』（東京大学出版会、2009 年）。

²⁵ 森・同上。

²⁶ 同上、53-209 頁。

²⁷ 同上、53-97 頁。

²⁸ 同上、99-161 頁。

²⁹ 例えば、第三国衛星に対する対処が可能か否か問題となる。国際人道法の文脈では、武力紛争非当事国衛星であっても「非中立的役務(un-neutral service)」への従事を以て「敵性(enemy character)」を付与され、敵対行為等の対象になる可能性はある。では、自衛権で対処することは可能だろうか。この点、第三国船舶に対する自衛権行使の可否を検討する論稿があり、そこでは「治安措置型自衛権」により対処されるべきと結論付ける（石井由梨佳「安全保障上の脅威をもたらす第三国船舶に対する公開における自衛の可否」世界法年報第 36 号、2017 年）。しかし、現代国際法上、治安維持型自衛権は緊急避難として整理される可能性が指摘されており、その場合は管轄権に対する干渉の違法性を阻却し得るに過ぎない。その他にも、登録国が第三国である場合及び実質的な運用国が第三国である場合等と宇宙には特有の事情もあり、衛星を船舶に擬制できるか自体が一つ問題となる。

³⁰ 森『自衛権の基層』211-269 頁。

³¹ 同上。

³² 同上。

³³ 本件において英国は米国による不正な侵害を主張しておらず、従って、本件は自衛ではなく緊急避難の文脈で語られるべきとする指摘も少なくない。例えば、田岡良一『国際法上の自衛権』補訂版（勁草書房、1981 年）37-43 頁。

³⁴ See, Occelli, “‘Sinking’ the *Caroline*: Why the Caroline Doctrine’s Restrictions on Self-Defense Should Not Be Regarded as Customary International Law,” pp.468-474.

³⁵ See, *Ibid.*

³⁶ 事件から2年が経過した後、英國籍のアレクサンダー・マクラウド (Alexander McLeod) 氏がカロライン号における襲撃及び殺人 (raid and killing) への関与を自慢した (bragged) ことに端を発し当該問題は再燃する。マクラウド氏は、ニューヨーク州において殺人及び放火の罪で起訴されたが、行為の公的性を以て個人としては免責される。但し、英國軍の行動が自衛として正当化されるか否かは別の問題として残り、以降も外交交渉が続いた。See, R. Y. Jennings, “The Caroline and McLeod Cases,” *The American Journal of International Law*, Vol.32, No.1, Jan. 1938, pp.82-99; *Ibid.* pp.472-474.

³⁷ 事件の経緯 (日本語) は以下を参照できる。田岡『国際法上の自衛権』32-47頁。

³⁸ “It will for that Government to show a necessity of self-defence, instant, overwhelming leaving no choice of means, and no moment of deliberation, ... also, that the local authorities of Canada, even supporting the necessity of moment authorized them to enter the territories of the United States at all, did nothing unreasonable or excessive; since the act, justified by the necessity of self-defence, must be limited by that necessity, and kept clearly within it.” See, Jennings, “The Caroline and McLeod Cases.”

³⁹ 「カロライン・テスト (the Caroline test)」としても知られる。

⁴⁰ See, *Nicaragua Case (Merits)*, paras.176, 194.

⁴¹ See, *ICJ, Oil Platforms: Rejoinder Submitted by the United States of America*, 23 Mar. 2001, pp.162-163, paras.5.30-5.31; Legality of The Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, *ICJ Reports 1996*, pp. 226-267.

⁴² *Oil Platforms Case*. See, *ICJ, Oil Platforms: Rejoinder Submitted by the United States of America*, 23 Mar. 2001; David Kretzmer, “The Inherent Right to Self-Defence and Proportionality in *Jus Ad Bellum*,” *The European Journal of International Law*, Vol.24, No.1, pp.235-282; Caroline E. Foster, “THE OIL PLATFORMS CASE AND THE USE OF FORCE IN INTERNATIONAL LAW,” *Singapore Journal of International & Comparative Law*, 2003, pp.579-588.

⁴³ 根本和幸「自衛権行使における必要性・均衡性原則」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』(東信堂、2007年) 59-87頁。

⁴⁴ ICJは前述の通り武力攻撃との均衡性を要求しており、先の学説の区分に準拠すれば、相互主義的均衡性に該当するものと考えられる。

⁴⁵ 例えば、ジュネーヴ条約第一追加議定書第51条5項(b)など。

⁴⁶ 問題の捉え方として、慣習国際法の要件に準拠し何を以て「必要」と見認めるか、又は憲章第51条の「武力攻撃の発生」段階をどこに設定するかがある。

⁴⁷ 田畠茂二郎『安保体制と自衛権』増補版 (1969年、有信堂) 139-157頁。

⁴⁸ 憲章第51条の問題は、偏に国際法解釈に依るのではなく、現実の考慮を踏まえた国家の思惑が反映され得るとする指摘がある。See, Chayes, A., *The Cuban Missile Crisis*, 1974, pp.63-64, quoted in Legislative Attorney American Law Division “International Law and the Preemptive Use of Force Against Iraq,” *CRS Report for Congress*, Order Code RS21314, 2003, pp.4-5.

⁴⁹ イスラエルによるイラク原子炉への攻撃は「安保理決議487 (1981年6月19日)」において「憲章の明白な違反」と認定されている。See, U.N. Doc. S/RES/487, 19 Jun. 1981; *International Legal Materials*, Vol.20, 1981, pp.965-997. その他、2003年の米国によるイラク侵攻は先制自衛に係る熾烈な議論を惹起した。例えば、ジョン・ユー (John Yoo) 氏が米国の侵攻は急迫性を充足し正当な自衛権行使であると主張するところ、マクゴールドリック (McGoldrick) 氏はこれを酷評し (heaps scorn)、当該理論が通じるのであれば「イラクもまた同理論を以て米国への攻撃を正当化できる」と指摘しているという。なお、本件については自衛ではなく予防戦争 (preventive war) として捉える説が多数といえる。See, International Relations and Security Network, *International Law and the Use of Force: The Case of Iraq*, ISN, Center for Security Studies, ETH Zurich, Switzerland, 24 Jan. 2012.

⁵⁰ 真山全「武力攻撃の発生と自衛権行使」『国家安全保障』第31卷第4号、23-24頁。

⁵¹ See, U.N. Doc. A/59/565, 2004, para.188; U.N. Doc. A/59/2005, 2005, para.124; Institut de droit international, “Resolution on ‘Self-Defence’,” *Annuaire de l’Institut de Droit International*, Vol.72,

2007, Art.3; The National Security Strategy of the United States of America, Sept. 2002; US Law of War Manual, p.47.

⁵² Daniel Bethlehem, “Principles Relevant to the Scope of a State’s Right of Self-Defense against an Imminent or Actual Armed Attack by Non-State Actors,” *American Journal of International Law*, Vol.106, No.4, 2012, pp.769-777.

⁵³ “Whether an armed attack may be regarded as “imminent” will fall to be assessed by reference to all relevant circumstances, including (a) the nature and immediacy of the threat, (b) the probability of an attack, (c) whether the anticipated attack is part of a concerted pattern of continuing armed activity, (d) the likely scale of the attack and the injury, loss, or damage likely to result therefrom in the absence of mitigating action, and (e) the likelihood that there will be other opportunities to undertake effective action in self-defense that may be expected to cause less serious collateral injury, loss, or damage....,” *See, Ibid*, pp.775-776.

⁵⁴ 黒崎将広ほか『防衛実務国際法』(弘文堂、2021年) 228頁。

⁵⁵ 同上、214-215頁、449頁。

⁵⁶ *See, Enzo Cannizzaro, “Contextualizing proportionality: *jus ad bellum* and *jus in bello* in the Lebanese war,” International Review of the Red Cross, Vol.88, No.864, Dec. 2006; Jasmine Moussa, “Can *jus ad bellum* override *jus in bello*? Reaffirming the Separation of the two bodies of law,” International Review of the Red Cross, Vol.90 No.872, Dec. 2008; Raphaël van Steenberghe, “Proportionality under *jus ad bellum* and *jus in bello*: Clarifying their Relationship,” Israel Law Review, Vol.45, Issue 1, pp.107-124; David Kretzmer, “The inherent Right to Self-Defence and Proportionality in *jus ad bellum*,” The European Journal of International Law, Vol.24, Issue 1, Feb. 2013, pp.235–282; Christopher Greenwood, “International Law and the Conduct of Military Operations,” International Law Studies, Vol.75, pp.179-201; 真山全「自衛権行使と武力紛争法」村瀬信也『自衛権の現代的展開』(東信堂、2007年) 201-224頁。*

⁵⁷ 憲章違反による国家責任が生じ得る。真山「武力攻撃の発生と自衛権行使」215頁。

⁵⁸ Michael Bothe, “Terrorism and the Legality of Pre-emptive Force,” *European Journal of International Law*, Vol.14, 2003, pp.227-240.

⁵⁹ フォークランド戦争とは、フォークランド諸島の領有を巡る英國及びアルゼンチン間の戦争である（マルビナス戦争（Guerra de las Malvinas）とも称する）。フォークランド戦争に係る事実関係は以下を参照できる。防衛研究所戦史研究センター『フォークランド戦争史』(防衛省防衛研究所、2014年)。

⁶⁰ 真山「自衛権行使と武力紛争法」214-215頁。

⁶¹ Geoffrey Marston (ed.), “United Kingdom Materials on International Law 1982,” *British Yearbook of International Law*, Vol.53, Issue 1, 1982, pp.337–569.

⁶² Christopher Greenwood, “The Relationship between *jus ad bellum* and *jus in bello*,” *Review of International Studies*, Vol.9, 1983, pp.221-234.

⁶³ 英国の立場は以下からも読み取れる。*See, The joint service manual of the law of armed conflict*, para.2.8.

⁶⁴ *See, David T. Burbach, “Early lessons from the Russia-Ukraine war as a space conflict,” Atlantic Council, 30 Aug. 2022. <https://www.atlanticcouncil.org/content-series/airpower-after-ukraine/early-lessons-from-the-russia-ukraine-war-as-a-space-conflict/>*, accessed on 20 Sept. 2022.

⁶⁵ *See, Ibid.*

⁶⁶ *See, “KA-SAT Network cyber-attack overview,” Viasat Corporate News, 30 Mar. 2022. <https://news.viasat.com/blog/corporate/ka-sat-network-cyber-attack-overview>*, accessed on 23 Oct. 2022.

⁶⁷ 当該サイバー攻撃はロシア政府系ハッカーによるものと見られる。*See, Raphael Satter, “Satellite outage caused ‘huge loss on communications’ at war’s outset – Ukrainian official,” REUTERS, 16 Mar. 2022.* なお、「ハッキング」にネガティブな意味合いではなく、一般に想像される「悪意あるハッキング」は「クラッキング」と整理されることが通例である。本稿では、ロシア行為に正当性があるものとして「ハッカー」という文言を使用する意図はなく、英語表記の“hackers”を直訳したに過ぎない。

⁶⁸ See, *Ibid.*; Patrick Howell O'Neill, “Russia hacked an American satellite company one hour before the Ukraine invasion,” *MIT Technology Review*, 10 May 2022. <https://www.technologyreview.com/2022/05/10/1051973/russia-hack-viasat-satellite-ukraine-invasion/>, accessed on 20 Sept. 2022; Timothy Goines, Jeffrey Biller and Jeremy Grunert, “THE RUSSIA-UKRAINE WAR AND THE SPACE DOMAIN,” *Lieber Institute West Point*, 14 Mar. 2022. <https://lieber.westpoint.edu/russia-ukraine-war-space-domain/>, accessed on 20 Sept. 2022.

⁶⁹ 露烏紛争における Starlink サービスの活用については以下を参照できる。松原実穂子「スペース X 「スターリンク」がウクライナで証明した宇宙・サイバー・電子戦での実力」。See, <https://www.fsight.jp/articles/-/48991>, accessed on 23 Oct. 2022.

⁷⁰ “Some Starlink terminals near conflict areas were being jammed for several hours at a time. Our latest software update bypasses the jamming,” quoted from *@elonmusk (twitter)*, 5 Mar. 2022, accessed on 14 Sept. 2022.

⁷¹ C4ISRNET CONFERENCEにおいて発言したとされる。See, Kate Duffy, “A top Pentagon official said SpaceX Starlink rapidly fought off a Russian jamming attack in Ukraine,” *INSIDER*, 22 Apr. 2022. <https://www.businessinsider.com/spacex-starlink-pentagon-russian-jamming-attack-elon-musk-dave-tremper-2022-4>, accessed on 23 Oct. 2022.

⁷² SpaceX社の他、例えば、衛星画像も民間企業からの支援を享受している状態にある。フェドロフ大臣は、ウクライナの技術ではロシア軍の行動を充分に監視する能力に乏しいとし、地球観測衛星を運用する企業8社にSAR衛星データの支援を要請している。紛争非当事国籍の民間企業が紛争に関与する状況には幅広く議論の余地がある。

⁷³ 例えば、中国に目を向けてみても、第13期全国人民代表大会常務委員会第24回会議（2020年12月26日）にて修正された中国国防法は「中国の領域は神聖にして不可侵である。（中略）国家は、宇宙、電磁及びサイバー空間その他の重大な安全に関わる分野の活動、資産及びその他の利益の安全を擁護するため必要な措置を講じる」と規定しており（第30条2項）、「宇宙」への傾心が伺える。

⁷⁴ 宇宙システムに対する妨害の現状は、以下を参照できる。Tyler Way, “Counterspace Weapons 101,” *Aerospace Security*, 28 Oct. 2019 (last updated, 14 Jun. 2022), https://aerospace.csis.org/aerospace_101/counterspace-weapons-101/, accessed on 19 May 2022; Todd Harrison, Kaitlyn Johnson, Makenna Young, Nicholas Wood and Alyssa Goessler, “SPACE THREAT ASSESSMENT 2022,” *A report of the CSISAerospace Security Project*, Apr. 2022.

⁷⁵ 例えば、2018年の米国防戦略（National Defense Strategy: NDS）では、宇宙を戦闘領域と認識する旨が記載された。その他、戦略兵力小委員会に対する空軍の報告（上院議会、2017年5月17日）、軍隊記念日宣言（2020年5月15日）、U.S. Air Force, space mission force: developing space warfighters for tomorrow, 29 June 2019等においても同様の趣旨の表明が見られる。なお、2022年公開のNDSからは宇宙を戦闘領域とする旨の（少なくとも直接的な）表現が削除されており、今後の動向に注視したい。

⁷⁶ スプートニク・ショックとは、ソ連が米国に先立ち人工衛星の軌道投入を成功したことで米国内に危機意識が蔓延した事象である。当該衛星スプートニクは偵察衛星ではないが、ソ連の人工物が米国上空を通過していること、ロケット開発の成功が高度なミサイル技術を示していること、世界へ向けて信号を発信していたこと等が重なり過剰なまでの反応が見られた。なお参考までに、スプートニク1号の信号音は、以下リンク先の音声ファイルの冒頭部分で聴取することができる。See, *Sputnik - The Beep Heard Round the World*, <https://www.nasa.gov/multimedia/podcasting/jpl-sputnik-20071002.html>, accessed on 17 Nov. 2022.

⁷⁷ 宇宙条約はその第4条において、大量破壊兵器を軌道上に配置することを禁止するが、通常兵器については禁止しない。なお、露中共同提案の「宇宙空間における兵器の配置及び武力による威嚇または武力の行使の防止に関する条約（Treaty on Prevention of the Placement of Weapons in Outer Space and of the Threat or Use of Force Against Outer Space Objects: PPWT）」では、軌道配備型のミサイル防衛システムの軌道上配置を禁止の範囲に含む。

⁷⁸ 米宇宙軍（United States Space Force: USSF）の宇宙開発局（Space Development Agency: NDA）は「国防宇宙アーキテクチャ（National Defense Space Architecture: NDSA）」の構築を打ち出し、

運搬・戦闘管理・追尾・監督・抑止・航法・支援の 7 層の構想を推し進めている。将来的には宇宙でのキルチェーンの完結も想定される。NDSA の概略は以下を参照できる。See, Theresa Hitchens, “SDA To Rent Commercial Ground Stations,” *BREAKING DEFENSE*, 19 Jun. 2020, <https://breakingdefense.com/2020/06/sda-to-rent-commercial-ground-stations/>, accessed on 9 Nov. 2022.

⁷⁹ 人工衛星は軍事の文脈に限らず人類生活に深く根付いている。例えば、GPS 衛星は、測位・航法・調時 (positioning, navigation and timing; PNT) と幅広い領域に係る機能を具備し、陸海空における交通管制の他、金融取引市場から家庭用電子機器に至るまでの時刻管理、地図整備及び災害救助機能整備等と、地球市民の日常生活に不可欠な社会基盤として活用されている（青木節子「宇宙資産に対するサイバー攻撃に適用可能な国際法の検討」国際法外交雑誌、第 115 卷第 4 号（2017 年）1-2 頁）。広範な影響を考慮すれば、衛星攻撃は可能な限り回避されたいと願うことに不可解な点はない。

⁸⁰ いわゆる宇宙戦において遵守すべきルールは明白ではない。国際人道法の慣習法たる規則に何らの空間的制約はなくそれゆえ宇宙にも適用されるだろうが、陸海空での戦闘を想定し発展してきた規範が、宇宙の特性を踏まえた特別な解釈を許容するかは不明である。宇宙の特性を加味した宇宙戦法規なる新たなドメイン規則の形成は一つの解決策になり得るが、国家実行に乏しい現状では即座の対応には期待できない。

⁸¹ 付隨的損害は得られる軍事的利益との均衡性を以て合法性が判断されるため、単純化し過ぎるくらいはあるが、軍事的価値が高い程に攻撃の敷居は下がるといえよう。なお、前提として、人工衛星が軍事目標であることが要求されるが、作戦行動における宇宙システムの有効性を踏まえると、多様な人工衛星が潜在的な軍事目標となって不思議はない。

⁸² 一つの考え方として、「宇宙を戦域とすること」を疑問視するアプローチもあり得よう。宇宙はいかなる国家の領有にも属さない空間であり、それと同時にあらゆる主体が自由に活動できる空間である。さらに宇宙利用に際しては、他国に対する妥当な考慮を払うことが求められる。斯かる性質の空間にまで「戦域を拡大すること」は許容されるのか、武力紛争非当事国への影響をどう整理するか等と議論の余地は大きい。

⁸³ 数字に比例し脅威の度合も大きくなるものとする。

⁸⁴ 国際法解釈が安全保障の現実から乖離すべきではないと憂慮する一方で、法学研究の視座からいえば、法実証主義を完全に無視して「法の現実」から乖離した独善的な解釈に陥ることもまた避けなければならない。宇宙領域に関する考察を仮想的に行うとしても、他の空間における議論や事例を参考し、基本的な構造を見失わないことが肝要となろう。

⁸⁵ 法の実効性を担保する上で、履行確保も大きな課題となる。国際人道法の観点でいえば、利益保護国 (Protecting Power) による監視制度や相互主義 (reciprocity) といった概念が存在する。戦争犯罪を正しく処罰することもまた履行確保に向け一役買うことだろう。露鳥紛争においても国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) 調査団が派遣されており、2022 年 5 月 17 日派遣の調査団は ICC 創設以来最大という。犯罪の事実を立証するためには一刻も早期に証拠を収集する必要があるが、戦場においては困難を伴うところである。また殊更、露鳥紛争に関していえば、仮に露指導者又は露軍人に逮捕状が出されたとしても、ICC 非加盟国であるロシアに協力義務はない。なお、前提として ICC は国内裁判を補完する制度ともいえる。露国内法では大統領経験者は生涯に亘り刑事訴追から免責される旨の法改正がなされており、例えば、プーチン氏に何かしらの刑事責任があるとして、それを問うことは不可能であり、本来的には ICC に期待される部分である。斯様に、平時及び戦時とでは状況が明らかに異なるため、裁判プロセスを以て可能なことには限りがあり、司法による履行確保が難しいことは否定できない。そして、時には違法行為を繰り返す敵戦闘員と前線において戦わなくてはならないという実務的要請も無視できないところである。この点、敵の違法行為に対処するために「目には目を歯には歯を」、「違法には違法を」以て措置する行為は「戦時復仇 (reprisal)」として当該違法性が阻却される。エスカレーションを招く危険性を孕み人道法の狙いにそぐわないが、現実問題として実力行使の他ない場面はある。当該問題は、自衛権の議論にも通ずる要素があるのでないだろうか。精緻な検討を要するところ、今後の研究課題の一つとしたい。

⁸⁶ 脅威が分かりづらい例として、サラミ・スライス戦術も想定し得る。サラミ・スライス戦術とは、小さな行動の積み重ねにより大きな戦略的現状変更を漸進的に達成する戦術であるとされ、戦術の対象国が原状回復を希求するには軍事力の行使含む相応の覚悟が必要になるという。高井晉「忍び寄る中国の尖閣諸島奪取への対処」『日本戦略研究フォーラム季報』Vol.74、2017年。

⁸⁷ See, Michael. N. Schmitt, *Cyber Operations in International Law: The Use of Force, Collective Security, Self-Defense, and Armed Conflicts*, in NATIONAL RESEARCH COUNCIL OF THE NATIONAL ACADEMIES, PROCEEDINGS OF A WORKSHOP ON DETERRING CYBERATTACKS: Informing Strategies and Developing Options for U.S. Policy, 2010, pp.151-388.

⁸⁸ タリン・マニュアルでは、当該基準に依拠した上で具体的な事例を示している。状況として、A国が2週間以内にB国の石油パイプラインに対するサイバー攻撃を開始するとの確たる情報をB国情報機関が入手したところ、当該攻撃が実施されるとパイプライン搭載のマイクロコントローラーが内部の圧力上昇を惹起し、五月雨式に爆発が発生するという。しかし、B国情報機関として、A国による攻撃目標となり得る脆弱性を認識できておらず、実効的な防衛が実施不能とされる。斯かる状況で、特定の場所及び時間にA国のサイバー関係者（当該攻撃に関与）が一堂に会する旨の情報を得たところ、B国が自衛権による関係諸氏の排除を試みる場合、構成要件の一つである「急迫性」を充足するものと示されている。See, Michael N. Schmitt (ed.), *Tallinn Manual 2.0 on the International Law Applicable to Cyber Operations*, Cambridge University Press, 2017.